

●規程改正の概要

要 旨	<p>山梨県職員の定年等に関する条例等の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」の一部改正を行う。</p>
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程の一部改正（規程第〇号）</p> <p>1 改正内容 定年延長に係る暫定再任用制度の整備を行う。</p> <p>2 改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和3年6月、地方公務員法等の一部改正により、職員の定年の段階的な引上げが図られた。 ○当機構では、令和5年12月理事会にて定年延長に係る関係規程の整備を行ったが、暫定再任用制度に係る整備漏れがあつたため対応するもの。 <p>※暫定再任用制度：定年の段階的な引上げ期間中、定年退職した職員を、従来の再任用職員と同じ給与・勤務条件で採用することができる制度</p>
施行期日	令和6年4月1日から施行する。

職員給与規程 新旧対照表（令和6年4月1日施行）

新	旧
第二十一条 附則第10条から第19条までの規定は、地方独立行政法人山梨県立病院職員就業規則第8条の2第1項又は第2項の規定により勤務している職員には適用しない。	(新設)
2 暫定再任用職員(山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年山梨県条例第四十七号)附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいい、短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程第六条各号に掲げる給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同規程第七条第二項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。	2 3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、同規程第二十二条に掲げる数を乗じて得た額とする」とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程第六条に掲げる給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同規程第七条第二項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額に、同規程第二十三条第一項に掲げる数を乗じて得た額とする。
- 5 当分の間、暫定再任用職員に対する地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程第六条各号(第二号イを除く。)に掲げる給料表の適用については、これらの表に定める給料月額は、給料月額に、当該給料月額に百分の〇・七五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を加算した額とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程第五条、第四十三条第二項、第三項及び第五十二条第三項並びに第四項の規定を適用する。
- 7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程第五十七条第三項の規定を適用する。
- 8 地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程第六十条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に

係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年山梨県条例第四十七号)附則第二条第四項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

9 地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程第十二条から第二十一条まで、第二十七条から第三十六条まで、第三十九条、第四十条第三項、第四十一条及び第四十二条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

暫定再任用制度に係る規程の内容

職員給与規程附則第21条	内 容
附則第19条から第21項又は第2項の規定による職員には適用しない。	2 暫定再任用職員(山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年山梨県条例第四十七号)附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいい、短時間勤務の職を占める暫定再任用職員)といふ。)を除く。以下この条において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程第六条各号に掲げる給料表の定年以前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同規程第七条第二項の規定により当該暫定再任用職員の級に応じた額とする。
規則第8条の2第1項	3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、「同項中「とする」とあるのは、「に、同規程第二十二条に掲げる数を乗じて得た額とする」とする。」とする。
規則第8条の2第2項	4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程第六条に掲げる給料表の定年以前再任用短時間勤務職員の欄のうち、同規程第七条第二項の規定により当該暫定再任用職員の級に応じた額に、同規程第二十三条第一項に掲げる数を乗じて得た額とする。
規則第8条の2第3項	5 当分の間、暫定再任用職員に対する地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程第六条各号(第二号イを除く。)に掲げる給料表の適用については、これらとの表に定める給料月額は、当該給料月額に百分の〇・七五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を加算した額とする。

暫定再任用制度に係る規程の内容

職員給与規程附則第21条	内 容
6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程第五条、第四十三条第二項、第三項及び第五十二条第三項並びに第四項の規定を適用する。	暫定再任用短時間勤務職員のうち、週5日未満勤務の者の通勤手当額を割り落としための規定 暫定再任用短時間勤務職員について、その日の勤務時間が7時間45分に達するまでの間の時間外勤務に対する割合を100/100とする規定 暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を超えて勤務した場合、1週間の勤務時間の合計が38時間45分に達するまで支給しないこととする規定 暫定再任用短時間勤務職員の勤務1時間あたりの給与額算出にあたって、給与額を割り落とす規定
7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程第五十七条第三項の規定を適用する。	期末手当の支給率を定年前再任用短時間勤務職員と同率とするための規定
8 地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程第六十条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる同項の規定の適用につれては、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員」である等の条例(令和四年山梨県条例第四十七号)附則第三条第二号中「定年前再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第二号中「定年前再任用職員及び暫定再任用職員」とあるのは「定年前再任用職員」とする。	職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用につれては、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員」とある等の条例(令和四年山梨県条例第四十七号)附則第三条第二号中「定年前再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第二号中「定年前再任用職員及び暫定再任用職員」とする。
9 地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程第十二条から第二十一条まで、第二十七条から第三十六条まで、第三十九条、第四十条第三項、第四十一一条及び第四十二条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	初任給、昇格、給料表適用変更の規定を暫定再任用に適用しないための規定